

緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）の償還免除について

あなたが借りた生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）は、国の定めた要件に該当する場合、手続きをすることによって償還（返済）が免除となります。免除には審査がありますので、償還免除を希望する方は、このお知らせをよく読んで手続きを進めてください。

1. 償還免除の手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に段階的に行うこととなっています。

令和4年（2022年）に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金の1か月目～3か月目」です。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 (1か月目から3か月目)	総合支援資金 延長 (4か月目から6か月目)	総合支援資金 再貸付
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

2. 令和4年（2022年）に償還免除になる要件について

令和3年度（2021年度）または、令和4年度（2022年度）に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税」であれば、償還免除になります。

3. 償還免除の申請方法

あなたが償還免除要件に該当する場合、「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出する必要があります。

(1) 申請書の記入方法

- ①世帯の状況で当てはまる項目にチェックを入れてください。（世帯主は、住民票の一番上に名前のある人です。）
- ②同意項目をよく読み、確認のうえ【同意チェック欄】の各項目にチェックを入れてください。
- ③記入した日付を記載し、あなた（借りた人）の名前と電話番号を記入してください。

(2) 申請に必要な書類

各世帯の状況により、提出が必要な書類が違いますので、注意してください。

- ①免除申請書
- ②現在の世帯全員が記載された住民票の写し（発行後3か月以内のもの。発行の際は、「世帯全員」、「続柄」の記載があるものを選んでください。）
- ③令和3年度または令和4年度の課税証明書（住民税非課税であることがわかるもの）
世帯の状況で（1）から（3）にチェックを入れた方 → あなた（借りた人）の課税証明書
世帯の状況で（4）にチェックを入れた方 → あなた（借りた人）と世帯主の同年度の課税証明書
※「緊急小口資金」と「総合支援資金の1か月目～3か月目」の両方を借りている場合、2枚の免除申請書の送付が必要です。申請書ごとに住民票の写しおよび課税証明書が必要ですが、原本1通、コピー1通で差し支えありません。

(3) 書類の送付

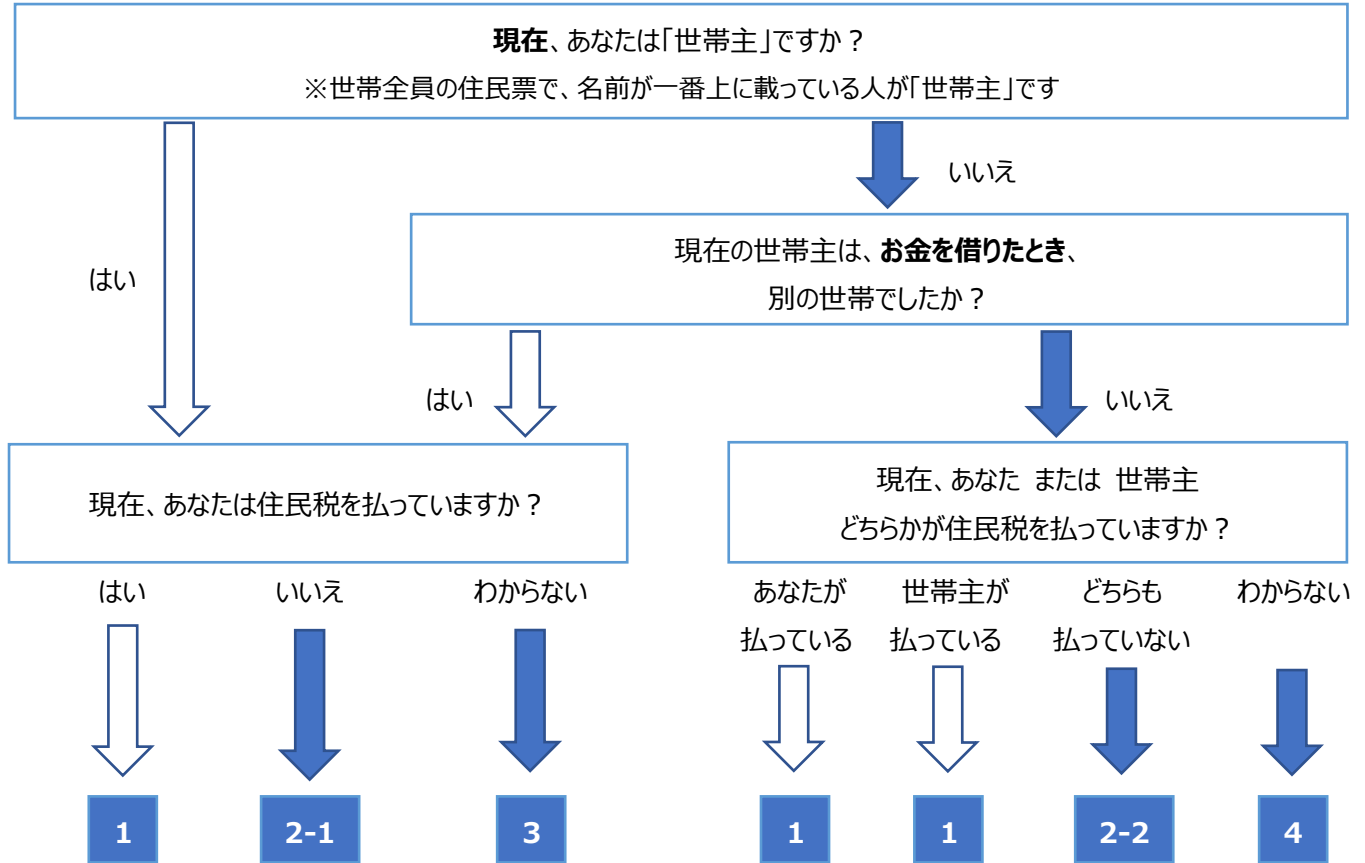
同封の返信用封筒に必要な書類をすべて入れ、**令和4年9月30日**までに郵送してください（切手はいりません）。

※送付期限を超えて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還開始になる場合があります。すでに返済された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。

裏面もご確認ください

4. 償還免除になるかどうか確認する方法

あなたの状況を「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。



1 償還（返済）が必要です。

再度、令和3年度と令和4年度の両方が住民税課税かどうかを確認してください。どちらかの年度が住民税非課税であれば償還が免除となります。

2-1 あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。

償還免除の手続きをしてください

2-2 あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。

3 あなたが「住民税非課税」かどうか確認してください。

住民税については、お住まいの市町村役場で確認してください

4 あなたと世帯主が「住民税非課税」かどうか確認してください。

5. 償還免除申請の結果のお知らせについて

償還免除になったかどうかについては、令和4年（2022年）10月以降に順次お手紙でお知らせします。

6. 償還免除にならないとき

令和5年1月から償還（返済）がはじまります。償還の手続きについては、令和4年（2022年）10月以降に順次お手紙でお知らせします。

問い合わせ先

富山県社会福祉協議会 コロナ特例貸付償還事務室 <https://www.toyama-shakyo.or.jp/covid-19-2/>

TEL **076-403-6860**（受付時間：月～金 9：00～16：00）